

ダイジェスト版

吉川市次世代育成支援対策地域行動計画

Action-Plan-For-Next-Generation

(後期行動計画)

(平成22年度～平成26年度)



平成22年3月

吉川市



計画策定の背景と目的

近年、急速に進行する少子化は、本市においても高齢化の進展に伴い、高齢者人口が年少人口を上回る勢いがうかがわれており、子どもたちや子どもたちを取り巻く社会環境に様々な影響を及ぼしています。

これらに対応するため、本市では、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、吉川市次世代育成支援対策地域行動計画（前期行動計画）を策定し、様々な対策を推進してきました。しかしながら、平成17年度の計画開始から5年が経過した現在、社会情勢の変化も著しく、さらなる子育て支援策が必要なときを迎えています。

平成22年度からの5年間を計画期間とする後期行動計画では、個人や地域、企業（事業主）を含めた関係団体、国・地方公共団体をはじめとする関係機関が一体となり、子どもたちが健やかに誕生し、げんきに成長していくことのできる社会を創り出すことを目的に策定しました。

計画の期間

行動計画は5年を一期として策定するものとされており、平成16年度に策定した前期行動計画を引き継いでいくため、平成21年度に必要な見直しを行い、後期行動計画として平成22年度から平成26年度までの計画として策定しました。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
前期計画									
				見直し	後期計画				

計画策定の経過

この計画の策定にあたっては、幅広い意見を計画に反映させるため、現在子育てをしている就学前児童及び小学生児童の保護者の方にニーズ調査を実施し、子育ての実態をお伺いするとともに、学識経験者や関連団体の代表の方、市民の方々に組織した「吉川市次世代育成支援対策地域行動計画策定協議会」を設置し、計画内容の協議を実施しました。

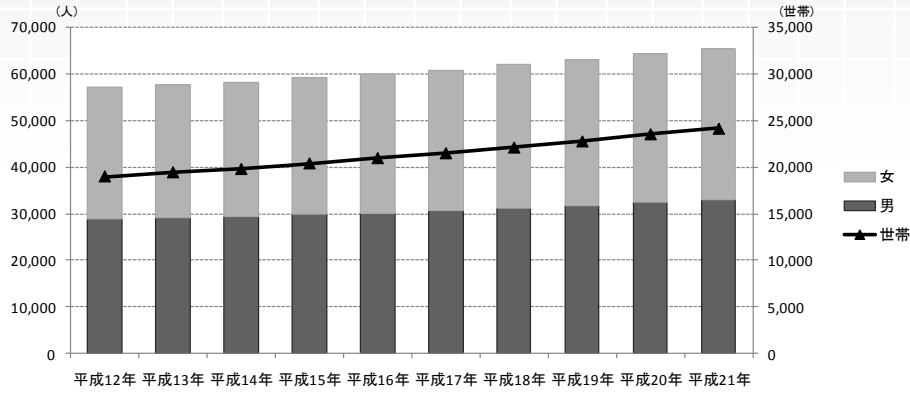




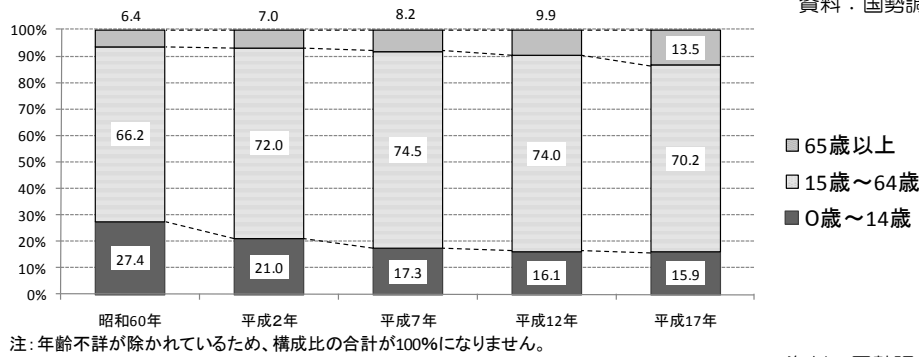
吉川市のすがた

吉川市の人口は、平成12年以降数百人単位で増加を続け、平成18年から平成20年までの3年間は毎年1,000人を超える増加が見られ、全国的に年少人口及び生産年齢人口の減少が進むなかで、年少人口、生産年齢人口ともに増加を続けています。

しかし、高齢者人口についてみると、全国的な流れと同様に、著しい増加を見せており、いずれ年少人口の構成比率を上回るような勢いになっています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

計画の基本理念

**地域のめくもりが 子どもと親をつつむ
優しさあふれるまち よしかわ
～未来を担う子どもたちのために～**

未来を担う子どもたちは、人と人を結ぶかけがえのない存在であり、その成長していく輝きは次代への希望の光となるべきものです。地域の人々の見守りとふれあいがあるまちで、子どもたちが健やかに誕生し、げんきに成長していけるような、安全で安心して暮らせる地域社会が築かれなければなりません。

しかしながら、子育てを取り巻く環境は年々変化し、核家族化の進行や地域住民同士のつながりの希薄さから見える子育ての孤立化をはじめ、経済的不安や子どもを巻き込む犯罪など、子育て家庭だけでは解決できない問題が増えてきています。

そこで、どうしたら子どもたちが健やかに自分らしく成長し、また、私たち大人も子どもたちの成長の喜びを共有することができるのか、子どもたちの主体性を尊重しながら、考え行動していく必要があります。

次世代を担う子どもたちを育むためには、子育て家庭のみならず、個人や地域、企業（事業主）を含めた関係団体、国・地方公共団体をはじめとする関係機関による密接な連携と協働の下、取組を進めていかなければなりません。

以上の考えを基に、この基本理念を定めます。





行動計画の施策体系

基本理念	基本方針	基本施策	施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域のぬくもりが 子どもと親をつつむ 優しさあふれるまち よしかわ 未来を担う子どもたちのために</p>	<p style="text-align: center;">1 子育てを支援 することができる 地域づくり</p>	<p>(1)地域における 子育ての支援</p>	<p>①地域における子育て支援サービスの充実 ②保育サービスの充実 ③子育て支援のネットワークづくり ④子どもの健全育成</p>
	<p style="text-align: center;">2 子どもの健やか 誕生とげんきな 成長を支える まちづくり</p>	<p>(1)母性並びに乳児及 び幼児等の健康 の確保及び増進</p>	<p>①子どもや母親の健康の確保 ②食育の推進 ③思春期保健対策の充実 ④小児医療の充実</p>
		<p>(2)子どもの心身の 健やかな成長に 資する教育環境 の整備</p>	<p>①次代の親の育成 ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の 教育環境等の整備 ③家庭や地域の教育力の向上 ④子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p>
		<p>(3)保護を必要とする 子どもへの対応 などきめ細かな 取組の推進</p>	<p>①児童虐待防止対策の充実 ②母子家庭等の自立支援の推進 ③障がいのある子どもに対する支援の充実</p>
	<p style="text-align: center;">3 子どもを安心して 育てることができる まちづくり</p>	<p>(1)子育てを支援する 生活環境の整備</p>	<p>①良質な住宅の確保 ②良好な居住環境の確保 ③安全な道路交通環境の整備 ④安心して外出できる環境の整備 ⑤安全・安心まちづくりの推進等</p>
		<p>(2)職業生活と 家庭生活との 両立の推進等</p>	<p>①仕事と生活の調和の実現のための働き方の 見直し ②仕事と子育ての両立のための基盤整備</p>
		<p>(3)子ども等の安全 の確保</p>	<p>①子どもの交通安全を確保するための活動の 推進 ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動 の推進 ③被害に遭った子どもの保護の推進</p>





計画の基本方針

基本方針1. 子育てを支援することができる地域づくり

子育ての基本は家庭等にあり、親から子へと肌のぬくもりとともに引き継がれ、ごく自然に学んできた子育ての有り様も、急速な核家族化や、情報誌・インターネットの普及など、育児を取り巻く環境の変化とともに変わってきています。さらに、地域コミュニティが希薄になっている都市部などでは、地域住民との関わりも少なく、子育て経験者の方々との交流も無いままに、子育て家庭が孤立しがちな傾向にあります。

そのため、子育て家庭と地域社会のつながりや人と人とのつながりをつくるとともに、家庭や地域社会における「子育て力」を高めるための施策を推進していきます。

基本施策

1 地域における子育ての支援

- ・子育て支援センターなどの子育て支援拠点事業の拡充を進め、子育て中の保護者の方がより気軽に利用できる環境の整備を行います。
- ・従来の保育事業に加え、家庭的保育事業や病児・病後児保育事業の新たな導入による保育サービスの充実を図っていきます。
- ・ファミリー・サポート・センター事業の充実を図り、保護者の方にとって、より利用しやすいものにしていきます。
- ・よしかわ子育てネットワーク*1との協働による、子育て中の保護者の方や子育てサークル等への支援の充実を図っていきます。
- ・児童館を拠点とした子どもたちの体験事業等を通し、児童健全育成のための事業を推進していきます。

基本方針2. 子どもの健やかな誕生とげんきな成長を支えるまちづくり

安心して子どもを生み育てるために、思春期・妊娠婦期・育児期を通じて、母体の健康を守るとともに、健診事業、相談事業及び食育事業を通じて、親子の健康づくりを支援します。

さらに、家庭、地域及び学校などあらゆる場面での教育環境の整備を行い、子どもの個性や能力を伸ばし、様々な社会体験や自然体験を通して自立を支援します。

また、子どもの主体性と権利を尊重するとともに、児童虐待やいじめへの対応と、母子家庭や障がいのある子どもの家庭などを支援します。

基本施策

1 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ・妊娠・出産・産後・産後期及び育児期それぞれのステージにおいて、保護者の方々が安心できるよう、健診や相談事業を実施していきます。
- ・学校や家庭における「食」や「性」に関する教育を推進します。
- ・子どもの緊急時に備え、小児救急医療体制の充実に努めます。

2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・思春期の児童を対象に、家庭を築き子どもを生み育てることの意義や素晴らしさが理解できる取組を進めます。
- ・学力の向上と併せて心身ともに健やかに成長し、生きる力を養えるような、様々な体験や経験が積める取組を進めます。
- ・家庭、地域及び学校が連携・協働し、家庭や地域の「教育力」の向上に取り組みます。
- ・子どもを取り巻く有害環境に対し、家庭、地域及び学校における情報モラル*2教育の推進に取り組みます。

3 保護を必要とする子どもへの対応などきめ細かな取組の推進

- ・児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び関係機関等との連携強化を図ります。





基本方針3. 子どもを安心して育てることができるまちづくり

子育てをしていく上では、整った生活環境や社会環境がとても大切です。住居、道路交通、公共施設などのユニバーサルデザイン^{*3}やバリアフリー^{*4}を意識したまちづくりを進めていきます。

さらに、交通安全教室や犯罪に対する啓発事業を行うとともに、自主防犯組織など地域や警察などとの連携を進め、子どもの安全の確保に努めていきます。

また、子育てを含めた家庭生活と仕事が調和のとれるような社会を実現するための啓発事業を推進します。

基本施策

1 子育てを支援する生活環境の整備

- ・良質な住宅、良好な居住環境を確保するための情報提供、安全な道路環境の整備及び安心して外出ができるよう、公共施設等のバリアフリー化などに配慮してまいります。
- ・子どもを安全に安心して育てることができるよう、犯罪などの防止に配慮したまちづくりを進めます。

2 職業生活と家庭生活との両立の推進等

- ・仕事と生活の調和の実現のため、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を図るための広報・啓発を進めていきます。
- ・多様な働き方に対応した子育て支援の展開を進めていきます。

3 子ども等の安全の確保

- ・子どもを交通事故から守るための教育やチャイルドシートや自転車の正しい利用についての広報・啓発を進めていきます。
- ・子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進するとともに、被害に遭ってしまった子どもの立ち直りの支援に努めます。



* 1 よしかわ子育てネットワーク：子育てサークルと子育て支援サークル及び活動に賛同するOB、個人、団体が構成される、子育てが楽しくなるまちの実現をめざすことを目的とする団体です。（平成16年6月設立）

* 2 情報モラル：「情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度」という考えで、「情報社会に参画する態度」のなかの重要な柱の項目になっています。

* 3 ユニバーサルデザイン：「できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトであり、バリアフリー概念の発展形です。

* 4 バリアフリー：障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者、狭義の対象者としては障がい者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態をいいます。





地域における子育て支援事業（12事業）の内容

本計画においては、計画期間5年間の目標事業量を定めることとされていることから、市の財政状況や民間団体等との協働による整備供給基盤等を勘案し、次のように設定しました。

事業名	現況	目標事業量 (平成26年度末)	備考
①通常保育事業	7か所 666人	8か所 756人	
②特定保育事業 (非定型保育サービス)	2か所 16人/日	2か所 16人/日	
③延長保育事業	7か所 430人	8か所 490人	
④夜間保育事業	未実施	—	ファミリー・サポート・センター事業の拡充にて対応します。
⑤トワイライトステイ事業 (夜間養護等事業)	未実施	—	ファミリー・サポート・センター事業の拡充にて対応します。
⑥休日保育事業	未実施	—	ファミリー・サポート・センター事業の拡充にて対応します。
⑦病児・病後児保育事業	未実施	1か所 4人/日	平成22年度中に病児・病後児保育事業の体制を整備します。
⑧放課後児童健全育成事業	7か所 13クラブ 513人	8か所 15クラブ 600人	駅南地区小学校開校（平成25年度予定）に伴う学童保育室の開室。
⑨地域子育て支援拠点事業	センター型 1か所	センター型 1か所 サロン型 1か所	平成22年度中に児童館にサロン型子育て支援センターを開設します。
⑩一時預かり事業 (緊急保育サービス、リフレッシュ保育サービス)	2か所 4人/日	2か所 4人/日	
⑪ショートステイ事業 (短期入所生活援助事業)	未実施	2か所	平成22年度に乳児院2か所と委託契約を締結します。
⑫ファミリー・サポート・センター事業	1か所	2か所	平日夜間、休日等の受付体制を整備します。





計画を進めるにあたり

- 未来を担う子どもたちを育てるためには、社会全体で子育てを支えていくことの必要性を広めるとともに、行政の取組と併せて、家庭や地域、企業（事業主）は次のような役割を担う必要があります。

～家庭の方々へ～

子育ての基本は家庭です。乳幼児期の家庭での生活は、その後の子どもの人間形成を大きく左右すると言われています。そのため、子どもに対して、愛情と信頼感を持って子育てを行い、子どもの基本的な生活習慣や自立心を育てることが望まれます。

また、子どもに家庭や社会のルールを身につけさせるとともに、人を思いやる心と道徳心を育てることも大切なことです。

家庭の誰か一人だけが子育てに関わるのではなく、家族みんなで子育てに参加することが重要です。また、子育てに悩みや負担を感じるものがあつたら、心と身体を休ませることも忘れないでください。

～地域の方々へ～

子どもたちの笑い声や走りまわる姿のある地域には、活気があります。子どもたちが安心して育てていくには、地域の役割がとても大切です。

日常のあいさつや声かけなど、何気ないことから子どもたちとの交流が始まります。

また、地域の子どもたちと接することの少ない大人にとっては、地域の行事やイベントの開催は、子どもの居場所づくりだけでなく、子どもたちと交流するための良い機会になります。これらの交流を通して、大人は子どもを知り、子どもは大人を知ることができます。こうして大人と子どもの関係が深まることで、他人の子どもではなく、地域の子どもとして、一人ひとりの大人が意識することで、子どもの見守りができます。

～企業（事業主）の方々へ～

子育てには、職業生活と家庭生活との両立が図れる環境づくりがとても大切です。

100年に一度と言われる、厳しい経済不況のなかで非常に困難な課題ですが、未来の日本を担う子どもたちを育てるといふ観点から、是非取り組んでいただきたい課題です。まずは、経営者、就労者、双方が「子育て」の理解を深め、共通の認識を持つことからはじめ、環境づくりの第一歩を踏み出してください。

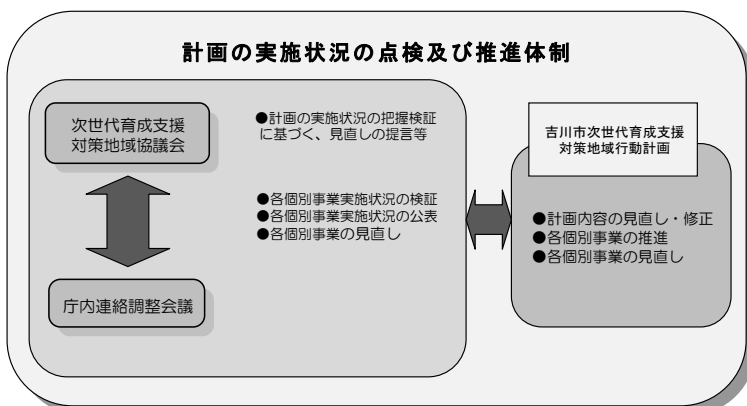
また、学校の教育現場では体験することのできない、就労や社会の仕組みを学ぶための職場体験や見学を受け入れることも、とても有意義な「子育て」だと言えるでしょう。

地域に根差す企業として、地元地域との関わりを意識しつつ、地域の子どもたちにも関心を持っていただくことが望まれます。

- 計画を推進するにあたり、以下の体制や組織を設置し、計画の状況を公表します。

- ・ 庁内関係部署からなる連絡調整会議の設置による、事業の実績や進捗状況の把握・点検・評価、内部調整の実施、庁内推進体制の整備
- ・ 次世代育成支援対策地域協議会の開催により、本計画の進捗状況等について定期的に検証

計画の実施状況の点検及び推進体制



この計画についてのお問い合わせは

吉川市役所健康福祉部子育て支援課

〒342-8501 埼玉県吉川市吉川2丁目1番地1

TEL 048-982-9529（直通）

